

平成 19 年 1 月 31 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

投資単位の引き下げについて

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄、以下 MUFG）は、本日開催の取締役会において、株式の分割および単元株制度導入により、MUFG の普通株式の投資単位（投資単価）を現在の 10 分の 1 に引き下げることと決議しました。

1. 投資単位引き下げの目的

株式市場の裾野が拡大し個人投資家の存在感が日増しに高まる中、MUFG では、個人を含むより多くの皆さまに株主となっていただき、株主基盤を拡大していくことが、中長期的な企業価値向上をめざす上で重要であると考えています。

この認識に基づき、今般、後記のとおり、MUFG 株式に対する投資機会を拡げるべく本年 9 月 30 日（日）を効力発生日とする投資単位の引き下げを行うこととしたものです。

（注）本年 6 月に予定しております株主総会において、発行可能株式総数の増加等の所要の定款変更につき株主の皆さまのご承認をいただけることが前提となります。

なお、MUFG では、投資単位の引き下げに加え、投資家の皆さまに MUFG をより深くご理解いただくため、ホームページのリニューアルをはじめとした様々な取り組みを検討・実施してまいります。また、株主の皆さまに長期保有していただけるよう、MUFG グループの商品・サービスの優遇を中心とした株主優待制度の導入をめざし、現在、具体的な優待メニューの内容、条件等について検討を進めています。

2. 投資単位引き下げの内容・方法

以下のとおり、(1) 普通株式 1 株を 1,000 株に分割し、同時に (2) 100 株を 1 単位とする単元株制度を導入することで、MUFG の普通株式の投資単位を現在の 10 分の 1 に引き下げます。

(1) 株式の分割

① 分割の方法

平成 19 年 9 月 30 日（日）をもって、MUFG の普通株式について 1 株を 1,000 株に分割します。

（注）平成 19 年 9 月 29 日（土）の最終の株主名簿、実質株主名簿および端株原簿に記載または記録された株主の所有株式を、1 株につき 1,000 株の割合で分割します。平成 19 年 9 月 29 日（土）は、株主名簿管理人の休業日につき、名義書換は実質的には平成 19 年 9 月 28 日（金）までとなります。

② 新株券の交付

株式の分割および単元株制度導入後、現在発行されている普通株式の株券は、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所の決済物件として利用できなくなるため、これを回収して、新株券を平成 19 年 11 月下旬を目処に発行します。

（注）証券保管振替制度をご利用の場合は、平成 19 年 10 月 1 日（月）から、増加した分をふくめて株式の売却が可能です。

③ 株券提出期間

平成 19 年 8 月中旬から平成 19 年 9 月 29 日（土）までを予定しています。

（注）平成 19 年 9 月 29 日（土）は、株主名簿管理人の休業日につき、実質的な提出期間は平成 19 年 9 月 28 日（金）までとなります。

④ 定款の変更

平成 19 年 6 月下旬開催の株主総会において、発行可能株式総数の増加等の所要の定款変更を付議する予定です。定款変更案の具体的な内容については、他の株主総会議案とともに平成 19 年 5 月下旬開催の取締役会において決定する予定です。

⑤ 分割により発行される普通株式数

| | 発行済株式総数 | 発行される株式数 | 発行後新株式数 |
|------|-----------------|---------------------|------------------|
| 普通株式 | 10,761,770.79 株 | 10,751,009,019.21 株 | 10,761,770,790 株 |

(注 1) 発行済株式総数は平成 19 年 1 月 31 日現在。分割基準日までに優先株式の取得請求、自己株式の消却等により発行済株式総数に変動があった場合は、それに応じて発行される株式数および発行後新株式数も変動します。

(注 2) 優先株式の取り扱いについては、今後検討します。

(2) 単元株制度導入

① 変更の内容

前記株式の分割の効力発生を条件として、平成 19 年 9 月 30 日(日)をもって単元株制度を導入し、普通株式の単元株式数を普通株式 100 株とします。

② 定款の変更

単元株制度の導入に関する定款変更案の具体的な内容については、他の株主総会議案とともに平成 19 年 5 月下旬開催の取締役会において決定する予定です。

(3) 今後の日程 (予定)

| | |
|--|---|
| 平成 19 年 5 月下旬 | 定款変更案の内容の決定 |
| 平成 19 年 6 月下旬 | 株主総会 |
| 平成 19 年 8 月中旬 | 株式の分割基準日、単元株制度導入に関する公告および株券提出に関する公告 株券提出開始 |
| 平成 19 年 9 月 25 日(火)から 平成 19 年 9 月 28 日(金)まで | 東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所における売買取引停止 |
| 平成 19 年 9 月 29 日(土) | 株式の分割基準日 株券提出期日 |
| 平成 19 年 9 月 30 日(日) | 株式分割 (1 株を 1,000 株に分割) 効力発生日 単元株制度導入 (単元株式数 100 株) |

(ご参考) 米国預託証券 (ADR) の原株との交換比率

MUFG は、ADR をニューヨーク証券取引所に上場しております。前記の株式の分割の効力発生を条件として、以下のとおり、MUFG の ADR と原株との交換比率を変更する予定です。

| | |
|-------------------|----------------------------|
| 現在の比率 | :1,000ADR=1 原株 |
| 変更後の比率 | :1,000ADR=1,000 原株 (1 対 1) |
| 基準日、変更後の比率での取引開始日 | :未定 |

以上